

花巻市監査委員告示第8号

平成30年7月24日付け花巻市監査委員告示第7号をもって公表した平成30年度第2回定期監査結果について、市長から措置を講じた旨通知されたので、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり公表する。

平成30年9月12日

花巻市監査委員	阿部 一男
同	戸來 喜美雄

(別紙)

平成30年度第2回定期監査結果内訳書（措置状況報告書） No.1

整理番号	所管課（機関）名	監査結果（注意事項等の内容）	監査結果に基づき講じた措置
1	生涯学習部 スポーツ振興課	所管団体の出納事務において、決裁を経ることなく通帳より現金が引き出され、年度末に戻されていた。経理が極めて不明瞭であった。速やかに改善されたい。	所管団体の出納事務にかかる今後の取り扱いについては、現金のみを引き出す際も支出伝票にて決裁することとし、さらに、通帳管理者、印鑑管理者を別に定め、複数人で支出管理を行うこととした。
2	生涯学習部 スポーツ振興課	行政財産使用許可にかかる指令番号補助簿の取り扱いが極めて適正を欠いていた。速やかに改善されたい。	行政財産使用許可にかかる今後の取り扱いについては、指令番号簿や補助簿の付番をする際に、複数人で確認することとし、4月2日以降の指令番号取得については、補助簿を使用しないようにし、通常番号を取得することとした。
3	生涯学習部 花巻新渡戸記念館	予算経理業務において、著しい支払遅延があった。	予算経理業務にかかる今後の取り扱いについては、執行何や契約締結何から支出命令票の起票に至るまで、一連の手続きをチェックするための支払管理表を作成し、チェックの徹底を図る。